

更別村新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 計画の基本的事項

「更別村新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「村行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、住民の生命及び健康を保護し、住民の生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画である。

令和2年1月に国内最初の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、道内は他の地域に先行して感染が拡大する中、村も例外ではなく、住民の生命及び健康が脅かされ、生活及び社会経済活動に大きな影響を受けることとなった。

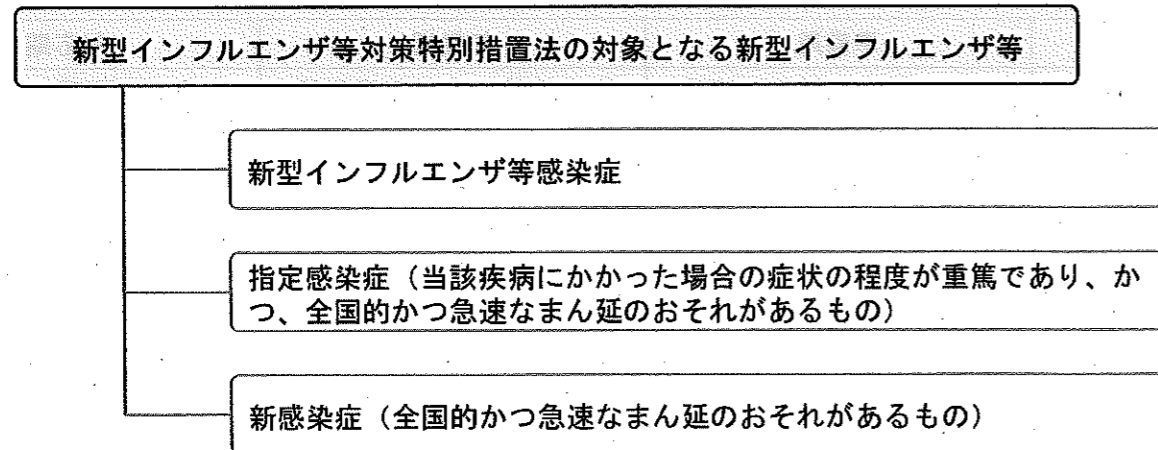
今般、国及び道は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を改定した。

村においても、この国及び道の行動計画を踏まえ、村行動計画を改定する。今後は、今般策定した村行動計画に基づき、感染危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、国や道との連携の下、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を村の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
- ② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化となるようにする



対策実施上の時期区分を下記の3つに分け、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定する。

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

第3章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

村行動計画の主な対策項目は以下の7項目である。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑤ 保健 |
| ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑥ 物資 |
| ③ まん延防止 | ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保 |
| ④ ワクチン | |

新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- ① 人材育成
- ② 村、国及び道の連携
- ③ DXの推進

第4章 村行動計画の実効性確保等

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、住民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、村においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、村の行動計画についても必要な見直しを行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

国や道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進める。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 村行動計画等の作成や体制整備・強化 国及び地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部設置の検討、対策に係る措置の準備 全庁的な対応による必要な人員体制の強化 必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の事務の代行や応援の要請 必要な財政上の措置 村対策本部の設置

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

道や関係団体と連携し、住民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 リスクコミュニケーションを含む周知・広報、相談受付等の実施 健康観察や生活支援に関する要請への協力 相談窓口等設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する必要な情報提供・共有 リスクコミュニケーションを含む周知・広報、相談受付等の実施 健康観察や生活支援に関する要請への協力 相談窓口等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する必要な情報提供・共有 リスクコミュニケーションを含む周知・広報、相談受付等の実施 健康観察や生活支援に関する要請への協力 相談窓口等の継続

第3章 まん延防止

国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、道が行うまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置に対して、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及啓発 自らの感染が疑われる場合の対応についての理解促進 道及び医療関係団体との平時からの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛や基本的な感染対策の周知 事業者や学校等に対する感染対策の徹底や休業等の周知

第4章 ワクチン

医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を進める。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な資材の確保方法等の確認・準備 接種体制の構築 定期予防接種についての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 接種会場や接種に携わる医療従事者、ワクチン接種に必要な資材を確保 全庁的な実施体制の確保 更別村国民健康保険診療所等の関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや必要な資材の供給 接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の情報提供 接種記録の管理 予防接種に関する相談対応

第5章 保健

保健所が感染症有事体制へ移行する際に必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 帯広保健所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 村全体で感染症危機に備える体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察や生活支援、住民への情報提供等の協力

第6章 物資

対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄 定期的な備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

国や道と連携しながら、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、適切な支援を検討する。

時期区分	準備期	初動期	対応期
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 庁内や関係機関との連携に必要な情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 事業者や住民に対する衛生用品や生活必需品等備蓄の勧奨 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備等の要請 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け 臨時遺体安置所等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 心身への影響に関する施策の実施 生活支援を要する者への支援 教育及び学びの継続に関する支援 生活関連物資等の価格の安定等に対する適切な措置 特例に基づいた埋火葬に係る手続